

天理市 福住校区を中心とした高原地区の
まちづくりに関する基本協定書

奈良県（以下「甲」という。）及び天理市（以下「乙」という。）は、天理市
の福住校区を中心とした高原地区（以下「当該地区」という。）のまちづくりに
係る取組に関して、以下のとおり基本的な連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「奈良県と天理市とのまちづくりに関する包括協定書」第
3条第3号に定める当該地区的まちづくりを、甲及び乙が連携・協力して取
り組むことで、当該地区的持続的発展や活性化を図ることを目的とする。

（地区の位置及び区域）

第2条 この協定の対象とする当該地区的位置及び区域は、別紙1のとおりと
する。ただし、別紙1に掲げる当該地区的区域にあっては、必要に応じ、第
5条の規定により甲及び乙が策定するまちづくり基本計画により、変更する
ことができるものとする。

2 前項ただし書の規定による変更をした場合にあっては、当該変更した区域
をもってこの協定の別紙1に掲げる区域を変更したものとみなす。

（まちづくりの目標）

第3条 当該地区的まちづくりは、「住んでよし！訪れてよし！」を体現する高原
のさと」を目指すものとする。

（まちづくりの方針）

第4条 甲及び乙は、前条に規定するまちづくりの目標を実現するため、次の
各号に掲げる方針に基づいた検討及び取組を行うこととし、その内容は「ま
ちづくり基本構想」（以下「基本構想」という。）として別紙2のとおりとす
る。

- （1）豊かな自然環境の活用
- （2）伝統の歴史・文化資産の魅力創出
- （3）まちへつながる高原のさとのPR

（役割分担）

第5条 甲及び乙は、相互に協力し、前条に規定する基本構想の実現に向けて
取組むこととし、相互に協力し事業内容、事業主体等をその内容とする「ま
ちづくり基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。こ

の場合において、基本計画のとりまとめは、乙が担うものとする。

（予算の確保等）

第6条 甲及び乙は、前条の規定による役割分担に基づく取組その他当該地区
のまちづくりに資する国庫補助金その他の資金の獲得に向け、各種計画等の
作成に協力して取組むものとする。

2 甲は、乙のまちづくりに資する取組について、予算の範囲内で必要な財政
的及び技術的な支援を行うものとする。

（協定の変更）

第7条 甲及び乙は、そのいずれかから、この協定の内容について変更を申し
出た場合には、その都度協議の上、この協定を変更することができるものと
する。

（守秘義務）

第8条 甲及び乙は、協働による取組に当たって知り得た情報を甲又は乙の承
認を得ないで第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

（その他）

第9条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項につい
ては、その都度協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本通2通を作成し、甲、乙それぞれ署
名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 3月31日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県
知事 荒井 正吾



乙 奈良県天理市川原城町605番地
天理市
市長 並河 健

